

平成 31 年 2 月 13 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(T E L 03-6841-0809)

青森テレビによる誤報に関する訂正報道はいまだにありません。

当社は、『株式会社青森テレビ』に対し、平成 30 年 12 月 14 日付で、放送法第 9 条に基づき、報道についての調査を行い、平成 31 年 1 月末までに真実ではない放送をした放送設備と同等の設備放送により、本件放送と同等の視聴者が想定される日時、頻度、期間及び手段により訂正放送を行うように要請をいたしました。しかしながら、平成 31 年 1 月 31 日までにその訂正報道は確認できておりません。

また、『株式会社青森テレビ』代理人から、「平成 31 年 1 月に開催を予定しているという『青森テレビ番組審議会』に対して報告する内容について、確認したい」という申し入れがありましたので、平成 30 年 12 月 14 日付で、その内容について通知致しました。しかしながら、平成 31 年 2 月 13 日現在、『株式会社青森テレビ』WEB サイト上には、平成 31 年 1 月 22 日に開催された番組審議会の審議内容がアップされておりますが、本件に関する内容は審議内容として一切記載されておらず、本件について審議された形跡は確認できません。

このような状況を鑑み、昨日付で当社顧問弁護士より、『青森テレビ番組審議会』の平成 31 年 1 月 22 日付検討結果及び具体的な訂正報道の日時方法等について、平成 31 年 2 月末日までに報告するように申し入れ致しましたのでお知らせします。

当社は、『株式会社青森テレビ』が、訂正報道を行うにあたり、その放送日時及びその方法を当社へ事前連絡することを求めています。

株主様をはじめとしたステークホルダーの皆様へは事前に放送日の日時を当社リリースによってご報告申し上げます。

訂正報道が行われた際には、『株式会社青森テレビ』を視聴できない地域の皆様には、当社ホームページにて青森テレビの訂正報道の動画を配信することを考えております。

以上、『当社のステークホルダーの皆様』に取り急ぎご報告申し上げます。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

平成 30 年 12 月 14 日：青森テレビによる誤報に関する訂正報道はいまだにありません。

平成 30 年 11 月 6 日：株式会社青森テレビに対する訂正報道要求
に関する経過報告について

平成 30 年 10 月 16 日：株式会社青森テレビに対する訂正報道の請求並びに
放送法遵守の通知に関するお知らせ

平成 30 年 9 月 20 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告その 2)

平成 30 年 9 月 4 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告)

平成 30 年 8 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて

平成 30 年 8 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について

平成 30 年 8 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について

平成 30 年 8 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について

平成 30 年 8 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)